

彙報

國立結核療養所官制中改正

國立結核療養所官制中一部改正に關する勅令は昭和十六年十月四日付官報を以て公布せられたが之を掲ぐれば次の如くである。

國立結核療養所官制中改正ノ件

(昭和十六年十月三日)
勅令第八百九十三號

本人口問題研究所官制中改正の件については昭和十六年十一月五日付官報を以て勅令第九百四十八號として公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。尙右に伴ひ高等官官等俸給令中改正の件についても同日勅令第九百四十九號として公布を見た。

第二條中「書記 専任十人 判任」ノ次ニ「技手 專任二人 判任」ヲ加ム

第八條ヲ第九條トシ第九條ヲ第十條トシ第七條ノ次ニ左ノ一條ヲ加フ

第八條 技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケテ技術ニ從事ス

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(昭和十六年十一月四日)
勅令第九百四十八號

人口問題研究所官制中改正ノ件

第二條第一項中「研究官 専任十一人 奏任」ヲ「研究官 専任十二人 奏任内一人ヲ勅任ト 爲スコトヲ得」ニ改ム

附 則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

樺太結核豫防法施行規則の公布

結核豫防法樺太施行令については本誌第一卷第七號

本欄所報の如くであるが、同法施行規則は廳令を以て昭和十六年十月四日付官報により公布せられた。之を掲ぐれば次の如くである。

樺太結核豫防法施行規則

(昭和十六年六月二十日)
陸軍省令第五十四號

八 患者居室又ハ住家ヲ轉ジタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
九 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト
第三條 醫師消毒其ノ他ノ豫防方法ヲ指示シタルニ拘ラズニ從ハズ又ハ治療ヲ中止シタル者アルトキハ所轄警察署長ニ通報スベシ

第四條 左ニ掲グル者ニ對シテハ法第四條第一項第一號ノ規定ニ依リ健康診斷ヲ施行ス

第一條 結核豫防法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依ル届出ハ患者ノ住所、職業、性別、氏名、年齢、病名、及診斷年月日ヲ具シ樺太廳長官ニ之ヲ爲スベシ
第二條 法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スベキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第十四條ノ規

一 產婆及看護婦又ハ按摩術、鍼術、灸術、マツサージ術、柔道整復術其ノ他療術行爲ニ從事スル者
二 理髮營業ニ從事スル者

定ニ準據スベシ

一 患者ノ居室ハ成ルベク専用トシ採光換氣ニ注意シ常ニ清潔ヲ保持スルコト

二 患者ト同居セル者ハ時々健康診斷ヲ受クルコト
三 患者ノ食器、手拭、寢具等ハ専用トシ衣服及寝具ハ時々日光ニ曝スコト

四 唾痰ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病毒傳播ノ危險ナキ場所ノ外略出セザルコト

五 唾壺内ノ唾痰ハ消毒シタル後之ヲ便池ニ投棄シ唾痰ノ附着シタル布片及紙片ハ之ヲ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

六 咳嗽、噴嚏ノ際ハ成ルベク布片、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト

七 患者ノ常用シタル衣服、寢具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト